

区発注業務を請け負う事業者の皆様へ

荒川区総務部経理課

荒川区が発注する業務や工事において、適正な履行や品質の確保を図るためには、事業者の皆様が労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境を確保する必要があります。ついては、以下の点に留意の上、適正な労働環境の整備についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 労働関係の法令遵守等について

以下の法制度等を遵守し、労働者に適正な労働条件が確保されるよう努めてください。

- (1) 労働基準法…労働条件の明示、法定労働時間の遵守、法定休日・年次有給休暇の付与など
- (2) 最低賃金法…東京都最低賃金（令和7年10月3日以降 時間額 1,226 円）の遵守など
- (3) 労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの各法令や指針
- (4) 労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金）の適正加入

2 区発注業務等に係る労働環境の確認について（工事・委託）

区では、発注業務等に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、労働関係法令の遵守状況等についての確認を行っています。

予定価格が 2,000 万円以上の工事契約や委託契約など、特に必要と認める契約を受注した事業者が「労働環境確認に関する報告書」を区に提出することで、労働関係法令を遵守した労働環境にあることを報告していただきます。

※ 発注業務等に係る労働環境の実態を把握するために、社会保険労務士により事業所等の調査を行うことがあります。

入札に参加される事業者の皆様へ

～東京労働局からの2つのお願い～

東京都最低賃金は
時間額 **1,226** 円です

令和7年10月3日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

お願い1

現在の賃金額が最低賃金額以上となっているか確認してください。

特に月給制の場合、裏面記載の方法により時間額に換算して比較していただくことにご注意ください。

お願い2

最低賃金額の改正については、毎年9月始めに東京労働局のホームページ等により、改正額を確認してください。

なお、確認した結果、賃金額が改正される額に達していない労働者については、改正の効力が生じる日以降は賃金額が改正される最低賃金額以上となるよう、賃金額を変更してください。



○最低賃金に関するお問い合わせは、東京労働局賃金課または最寄りの労働基準監督署へ
○業務改善助成金に関するお問い合わせは、東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金係へ

東京都の最低賃金

☑ちゃんとチェック！最低賃金

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局
労働基準監督署

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

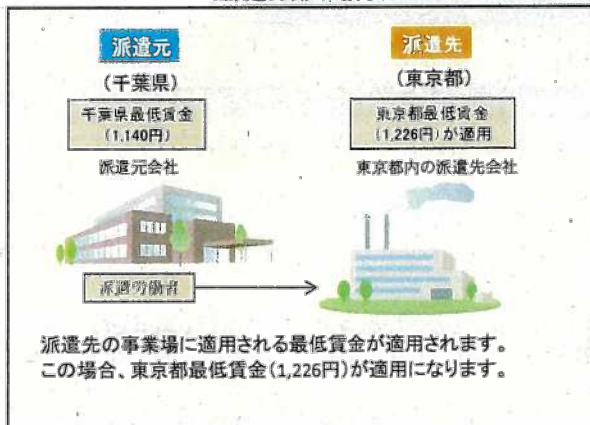
- * 日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
- * 月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

または、次の計算式で算出した月額換算の最低賃金と月給を比較します。

$$\text{最低賃金月額} = \frac{\text{1日の所定労働時間} \times (365 \text{日} - \text{年間休日})}{12 \text{か月}} \times 1,226 \text{円 (令和7年度東京都最低賃金)}$$

●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

《派遣労働の場合》



《出張作業等の場合》



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者や断続的労働に従事する者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例許可」制度があります。

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

☎ 0120-232-865

●業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。

お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440 (受付時間 平日9:00-17:00)

【令和7年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	1,075	10/4	青森	1,029	11/21	岩手	1,031	12/1	宮城	1,038	10/4
秋田	1,031	3/31	山形	1,032	12/23	福島	1,033	1/1	茨城	1,074	10/12
栃木	1,068	10/1	群馬	1,063	3/1	埼玉	1,141	11/1	千葉	1,140	10/3
東京	1,226	10/3	神奈川	1,225	10/4	新潟	1,050	10/2	富山	1,062	10/12
石川	1,054	10/8	福井	1,053	10/8	山梨	1,052	12/1	長野	1,061	10/3
岐阜	1,065	10/18	静岡	1,097	11/1	愛知	1,140	10/18	三重	1,087	11/21
滋賀	1,080	10/5	京都	1,122	11/21	大阪	1,177	10/16	兵庫	1,116	10/4
奈良	1,051	11/16	和歌山	1,045	11/1	鳥取	1,030	10/4	島根	1,033	11/17
岡山	1,047	12/1	広島	1,085	11/1	山口	1,043	10/16	徳島	1,046	1/1
香川	1,036	10/18	愛媛	1,033	12/1	高知	1,023	12/1	福岡	1,057	11/16
佐賀	1,030	11/21	長崎	1,031	12/1	熊本	1,034	1/1	大分	1,035	1/1
宮崎	1,023	11/16	鹿児島	1,026	11/1	沖縄	1,023	12/1	金額は時間額(円)		

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て令和7年です。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで